平成２４年（フ）第３１号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原31番地１、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原32番地
債務者　影山美智子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１１８４号
愛知県春日井市坂下町１丁目1595番地１　サニーいずみ201号
債務者　久松　由幸
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―601号
債務者　赤木あゆみ
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３５号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番22―901号
債務者　鈴木　順人
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３６号
兵庫県西宮市笠屋町14番１―702号
債務者　荻野　広志
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目56番地アバンテ尼崎西101号、前住所兵庫県尼崎市西難波町３丁目19番10号
債務者　松田　光代
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４９号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目２番４―503号
債務者　赤坂　裕子
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５０号
兵庫県西宮市上ケ原八番町８番４―106号
債務者　前屋敷和夫
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４号
兵庫県南あわじ市市十一ケ所337番地１　青山ビリヤードマンション１Ｆ
債務者　ビリヤード青山こと　浜田　禎介
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
奈良市神殿町154番地の１　シャトー神殿Ｃ―103号
債務者　居酒屋古゛面こと　林　　弘子
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
奈良県生駒市壱分町628番地60
債務者　武田　賢治
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６号
奈良市東九条町792番地　22―508号
債務者　久下　啓子
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２２７号
奈良市古市町1719番地の１　ディアーレコトブキＡ101号
債務者　小野　綾子（旧姓杉本・田畑）
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３２号
奈良市押熊町430番地　南谷アパート103号室、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町初香台２丁目５番25号
債務者　越智　　亨
１　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住10―26号、旧住所福島県いわき市四倉町白岩字宮ノ前37番地
債務者　武田　将大
１　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住10―26号、旧住所福島県いわき市四倉町白岩字宮ノ前37番地
債務者　武田さおり
１　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
債務者　山岡　恭子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
松山地方裁判所今治支部